

日本国憲法と自民党新憲法草案の対照表

現行憲法	自民党改憲案	自民党「要綱」(05.4.4)or「論点整理」(04.6.12)	コメント並びに関連事項
憲法前文(憲法の基本原則)			
<p>【前文】</p> <p>日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。</p> <p>日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてある国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。</p> <p>われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。</p> <p>日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。</p>	<p>前文</p> <p>日本国民は、自らの意思と決意に基づき、主権者として、ここに新しい憲法を制定する。</p> <p>象徴天皇制は、これを維持する。また、国民主権と民主主義、自由主義と基本的人権の尊重及び平和主義と国際協調主義の基本原則は、不変の価値として継承する。</p> <p>日本国民は、帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支え守る責務を共有し、自由かつ公正で活力ある社会の発展と国民福祉の充実を図り、教育の振興と文化の創造及び地方自治の発展を重視する。日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に願い、他国とともにその実現のため、協力し合う。国際社会において、価値観の多様性を認めつつ、圧政や人権侵害を根絶させるため、不断の努力を行う。</p> <p>日本国民は、自然との共生を信条に、自国のみならずかけがえのない地球の環境を守るため、力を尽くす。</p>	<p>「論点整理」</p> <p>《新憲法が目指すべき国家像に関して》</p> <p>新憲法が目指すべき国家像とは、国民誰もが自ら誇りにし、<u>国際社会から尊敬される「品格ある国家」</u>である。新憲法では、<u>基本的に国というものはどういふものであるかをしっかり書き、国と国民の関係をはっきりさせるべきである</u>。そうすることによって、国民の中に自然と「<u>愛国心</u>」が芽生えてくるものとする。</p> <p>《21世紀にふさわしい憲法のあり方に関して》</p> <p>新憲法は、21世紀の新しい日本にふさわしいものであるとともに、科学技術の進歩、少子高齢化の進展等新たに直面することとなった課題に的確に対応するものでなければならない。同時に、<u>人間の本質である社会性が個人の尊厳を支える「器」であることを踏まえ、家族や共同体が、「公共」の基本をなすものとして、新憲法において重要な位置を占めなければならない</u>。</p> <p>《安全保障の分野に関して》</p> <p>新憲法には、国際情勢の冷徹な分析に基づき、わが国の独立と安全をどのように確保するかという明確なビジョンがなければならない。同時に、新憲法は、<u>わが国が、自由と民主主義という価値を同じくする諸国家と協働して、国際平和に積極的能動的に貢献する国家であることを内外に宣言するようなものでなければならない</u>。</p> <p>さらに、このような国際平和への貢献を行う際には、<u>他者の生命・尊厳を尊重し、公正な社会の形成に貢献するという「公共」の基本的考え方を国際関係にも広げ、憲法においてどこまで規定すべきかを議論する必要がある</u>と考える。</p> <p>《基本的人権の分野に関して》</p> <p>新しい時代に対応する新しい権利をしっかりと書き込むべきである。同時に、<u>権利・自由と表裏一体をなす義務・責任や国の責務についても、共生社会の実現に向けての公と私の役割分担という観点から、新憲法にしっかりと位置づけるべきである</u>。</p>	<p>大日本帝国憲法</p> <p>憲法発布勅語</p> <p>朕国家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣栄トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大権ニ依リ現在及将来ノ臣民ニ対シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス</p> <p>第一章 天皇</p> <p>第一条 大日本帝国八万世一系ノ天皇之ヲ統治ス</p> <p>第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス</p> <p>第四条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ總攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ</p> <p>[コメント]</p> <p>1. 多くの条文は「余り変更がないようにみえる」のになぜ、新憲法草案か (現)「これに反する一切の憲法」を排除</p> <p>2. 原理原則をごちゃ混ぜにして異質なものに</p> <p>セ ツ ト { 国民主権 - 国家権力の正当性の根源であり、少数者を含む全国民 民主主義 - 統治手段 - 多数決</p> <p>§64の2、 政党法を予定 旧西独の政党法で右翼政党、共産党は排除</p> <p>セ ツ ト { 自由主義 基本的人権尊重 自由主義 - 経済活動、市場主義の自由 「新自由主義」も自由主義 これはひとつの政治的イデオロギーで、一定の価値観を憲法に強制する。政治イデオロギーと基本的人権がセットにならない。</p> <p>セ ツ ト { 国際協調主義 平和主義 非軍事平和主義を米軍との共同軍事行動を「平和」として強制</p>

			<p>平和的生存権の画期的重要性 従前平和(安全)の問題は国家の平和(安全)であった。個人の平和を権利として認めたのは憲法史上初めて 長沼ナイキ基地闘争 掃海艇派遣違憲闘争</p>
--	--	--	--

日本国憲法と自民党新憲法草案の対照表

現行憲法	自民党改憲案	自民党「要綱」(05.4.4)or「論点整理」(04.6.12)	コメント並びに関連事項
第二章 戦争の放棄	第二章 安全保障		
<p>〔戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認〕 第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。</p> <p>前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。</p>	<p>第九条(平和主義) 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。</p> <p>(下段第九条 を削る)</p> <p>第九条の二(自衛軍) 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮権者とする自衛軍を保持する。</p> <p>2 自衛軍は、前項の規定による任務を遂行するための活動を行うにつき、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。</p> <p>3 自衛軍は、第一項の規定による任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び緊急事態における公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。</p> <p>4 前二項に定めるもののほか、自衛軍の組織及び統制に関する事項は、法律で定める。</p>	<p>「論点整理」 非常事態全般(有事、治安的緊急事態(テロ、大規模暴動など)、自然災害)に関する規定を盛り込むべきである。</p> <p>「人間の安全保障」(積極的な「平和的生存権」)の概念など、国際平和の構築に関する基本的事項を盛り込むべきである。</p> <p>国際協力(国際貢献)に関する規定を盛り込むべきである。</p> <p>集団的安全保障、地域的安全保障に関する規定を盛り込むべきである</p> <p>食糧安全保障、エネルギー安全保障などに関する規定を盛り込むべきである。</p>	<p>これが何を意味しているか</p> <p>これらの規定が改憲後は当然、むしろ改憲前にでてきて、既成事実化する危険(恒久法での立法といわれるもの)</p> <p>9条 存続に意味があるのか 改憲9条の二により、「国際社会の平和と安全」の軍事行動までできるので、9条の戦争は「侵略戦争」に限定される。現代は侵略戦争と行って行われた戦争はない。</p> <p>戦争国家と前文 「帰属する国や社会を愛情をもって支える責務」との結びつき</p> <p>「国民の生命若しくは自由を守るための活動」 軍隊で異例の規定 (若王子事件での慎太郎発言)</p>

日本国憲法と自民党新憲法草案の対照表

現行憲法	自民党改憲案	自民党「要綱」(05.4.4)or「論点整理」(04.6.12)	コメント並びに関連事項
第三章 国民の権利及び義務			
<p>〔基本的人権の普遍性、永久不可侵性、固有性〕 第一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。</p> <p>〔自由及び権利の保持責任と濫用禁止〕 第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に<u>公共の福祉のため</u>にこれを利用する責任を負ふ。</p> <p>〔個人の尊重と公共の福祉〕 第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、<u>公共の福祉に反しない限り</u>、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</p>	<p>第十一条（基本的人権の享有） 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。</p> <p>第十二条（<u>国民の責務</u>） この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、保持しなければならない。国民は、これを濫用してはならないのであつて、<u>自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚しつづ、常に公益及び公の秩序に反しないように自由を享受し、権利を行使する責務を負う。</u></p> <p>第十三条（個人の尊重等） すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、<u>公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</u></p>	<p>「論点整理」 3 公共の責務（義務） 公共の責務（義務）に関する意見は、次のとおりである。 <u>社会連帯・共助の観点からの「公共的な責務」に関する規定を設けるべきである。</u> <u>家族を扶助する義務を設けるべきである。また、国家の責務として家族を保護する規定を設けるべきである。</u> 国の防衛及び非常事態における<u>国民の協力義務</u>の規定を設けるべきである。</p> <p>4 見直すべき規定 上記の2・3とも一部重複するが、現憲法の運用の実態に照らし、<u>権利に関する規定を見直すべきとする意見は、次のとおりである。</u> <u>政教分離規定（現憲法20条3項）を、わが国の歴史と伝統を踏まえたものにすべきである。</u> <u>「公共の福祉」（現憲法12条、13条、22条、29条）を「公共の利益」あるいは「公益」とすべきである。</u> <u>婚姻・家族における両性平等の規定（現憲法24条）は、家族や共同体の価値を重視する観点から見直すべきである。</u> <u>社会権規定（現憲法25条）において、社会連帯、共助の観点から社会保障制度を支える義務・責務のような規定を置くべきである。</u></p> <p>「これまでは、ともすれば、憲法とは『国家権力を制限するために国民が突きつけた規範である』という論調が目立っていたように思われるが、今後、憲法改正の論議を進めるに当たっては、憲法とは、そのような権力制限規範にとどまるものではなく、『国民の利益ひいては国益を守り、増進させるために公私の役割分担を定め、国家と国民とが強力し合いながら共生社会をつくることを定めたルール』としての側面ももつものであることをアピールしていくことが重要である」としている。</p>	<p>第二章 臣民権利義務 第二十七条 1 日本臣民八其ノ所有権ヲ侵サルコトナシ 2 <u>公益ノ為必要ナル処分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル</u> 第二十八条 日本臣民八安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス 第二十九条 日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス 第三十条 日本臣民ハ相当ノ敬礼ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ為スコトヲ得 第三十一条 本章ニ掲ケタル条規ハ戦時又ハ国家事変ノ場合ニ於テ天皇大権ノ施行ヲ妨クルコトナシ 第三十二条 本章ニ掲ケタル条規ハ陸海空軍ノ法令又ハ紀律ニ抵触セサルモノニ限り軍人ニ準行ス</p> <p>「公共の福祉」と「公益及び公の秩序」 公共の福祉は人権相互間の調整原理であり、比較衡量や均衡原則や、一方を制限する場合の代償措置などを要求。 「公益及び公の秩序」とは国や公共団体のすることは全て公益であり、秩序を形成する。これらに反することができないという事は、お上の命令に従わざるをえないという事。 最大の公益は「戦争」になる。戦時には、協力しない事や反対は命がけの行動となる。あるいは、他国との関係では、「我が国」が公益となる。</p>

日本国憲法と自民党新憲法草案の対照表

現行憲法	自民党改憲案	自民党「要綱」(05.4.4)or「論点整理」(04.6.12)	コメント並びに関連事項
第一九条			
<p>〔思想及び良心の自由〕 第一九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。</p>	<p>第十九条の二（個人情報保護等） 何人も、自己に関する情報を不当に取得され、保有され、又は利用されない。</p> <p>2 通信の秘密は、侵してはならない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 包括的制約原理としての「公益及び公の秩序に反しないよう」という限定が常に働く ・ 前文の「愛国心」と、公益、公の秩序で強制されると、この人権は侵害。 ・ 通信の秘密は検閲禁止と一体のはず（ §21） 保護をゆるめ、国家介入を許すもの（盗聴法）
第二〇条			
<p>〔信教の自由、政教分離〕 第二〇条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。</p> <p>何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。</p> <p>国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない。</p>	<p>第二十条（信教の自由） 信教の自由は何人に対しても保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。</p> <p>2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。</p> <p>3 国及び公共団体は、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超える宗教教育その他の宗教活動であって、宗教的意義を有し、特定の宗教に対する援助、助長若しくは促進又は圧迫若しくは干渉となるようなものを行ってはならない。</p>		<p>現憲法は「宗教国家」大日本帝国の根本的批判と第9条平和主義との関係でも厳格な政教分離原則を採用。</p> <p>「社会的儀礼、習俗的行為」を認める改憲 靖国参拝や国家地方公共団体の神社との結びつきが拡大する。</p> <p>戦前「神社は宗教ではなく、一般の宗教とは次元を異にする超宗教の国家祭祀である」と言った。</p>
<p>第二一条（集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密）</p>	<p>第二一条（表現の自由）</p>		
<p>第二一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。</p> <p>検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。</p>	<p>第二十一条の二（国政上の行為に関する説明の責務） 国は、国政上の行為につき国民に説明する責務を負う。【新設】</p>		<p>表現の自由に対する制限原理は具体的でなければならない。</p> <p>明白かつ現在の危険 やむをえない制限 より制限的でない他の選ぶ手段</p> <p>説明義務は、国民の知る権利を規定していない。国民の権利でない形がごまかし。</p>

日本国憲法と自民党新憲法草案の対照表

現行憲法	自民党改憲案	自民党「要綱」(05.4.4)or「論点整理」(04.6.12)	コメント並びに関連事項
第二四条(家族生活における個人の尊厳・両性の平等) 第二四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。	第二十四条 (婚姻及び家族に関する基本原則) 第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない	(要綱) 国民は夫婦の協力と責任により、自らの家庭を良好に維持しなければならない。 国民は自己の保護下にある子どもを養育する責務を有するとともに、親を敬う精神を尊重しなければならない。	・「論点整理」ではこの規定を改悪しようとしている。 ・見出しが変わっている。 ・要綱 - 国民への命令 国民の負担の強化 家族負担による社会保障の引き下げ ・道徳の強制 ・家族の強調の危険、自己責任
第二五条(国民の生存権、国の社会保障的義務) 第二五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。	第二十五条(生存権等) 第二十五条の二(国の環境保全の責務) 【新設】 国は、国民が良好な環境の恵沢を享受することができるようにその保全に努めなければならない。 第二十五条の三(犯罪被害者の権利) 【新設】 犯罪被害者は、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利を有する。	(要綱) 社会的費用を負担する責務 ・国民は納税の義務(30条)に加えて、社会保障制度の保険料など社会的費用を負担する責務を有する。 二五条の生存権の条項に入れ、「国が社会福祉、社会保障の向上に努める際、国民も社会的費用の負担によって協力する責務を有する」とする意見もある	・タイトルを変えている ・包括的責務に加えて、要綱はここでも責務を入れようとしている。
第二六条 (教育を受ける権利・教育の義務) 第二六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。	第二十六条(教育に関する権利及び義務) 第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、無償とする。	教育基本法改悪案 <u>第二条 教育の目標</u> 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。	・「愛国心は悪党の最後の隠れ家である」という言葉がある。 ・国の概念 国土、国民、統治機構

日本国憲法と自民党新憲法草案の対照表

現 行 憲 法	自 民 党 改 憲 案	自民党「要綱」(05.4.4)or「論点整理」(04.6.12)	コメント並びに関連事項
		<p>教育基本法改憲案</p> <p><u>第十六条 教育行政</u> 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。</p> <p>2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を 図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しな ければならない。</p> <p>3 地方公共団体は、地域における教育の振興を図るため、 その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しな ければならない。</p> <p>4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施さ れるよう、必要な財政上の措置を講じなければならぬ。</p>	<p>（現行）</p> <p><u>第十条 教育行政</u> 教育は、不当な支配に服することなく、<u>国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきものである。</u></p> <p>2 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な 諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。</p> <p>国民の教育を受ける権利（国民の権利）</p> <p>教育は直接国民全体に責任 （直接教育をする人は教員） （国民の権利に対する教育の義務があり、その義務に基づく権利行使もある）</p>
<p>第二十八条（労働基本権）</p>	<p>第二十八条（勤労者の団結権等）</p>		
<p>第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。</p>			<p>前文の自由主義からくる市場原理主義、自由競争主義の徹底、これを公益・公の秩序として労働基本権の制限がなされうる。</p>
<p>第二十九条（財産権）</p>	<p>第二十九条（財産権）</p>		
<p>第29条 財産権は、これを侵してはならない。</p> <p>財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。</p> <p>私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。</p>	<p>第二十九条 財産権は、侵してはならない。</p> <p>2 財産権の内容は、公益及び公の秩序に適合するやうに、法律で定める。この場合において、知的財産権については、国民の知的創造力の向上及び活力ある社会の実現に留意しなければならない。</p> <p>3 私有財産は、正当な補償の下に、公共のために用ひることができる。</p>		<p>「公益及び公の秩序」は国益、公共団体の公益であって、これによる制限は個人の財産権を不当に制約する危険</p> <p>・公共の福祉を人権の調整原理と考えて、国民の生存権保障のために財産権を制限するのが正当。この場合、「公益」による制限はより抽象的国家的になる。具体的な社会福祉政策の必要という内容において人権が含まれている形での制約が正しい。</p>